

さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 PFI 事業

入札説明書

令和6年7月

(令和6年8月23日修正)

さぬき市

— 目 次 —

1. 特定事業の選定に関する事項	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名.....	2
2.2. 事業に供される公共施設の種類.....	2
2.3. 公共施設等の管理者の名称.....	2
2.4. 事業の目的.....	2
2.5. 用語の定義.....	2
2.6. 基本理念.....	3
2.7. 事業の概要.....	4
2.7.1. 本件施設用地の立地条件等.....	4
2.7.2. 施設要件.....	5
2.7.3. 事業方式.....	6
2.7.4. 事業期間.....	6
2.7.5. 業務範囲.....	6
2.7.6. 事業者の収入.....	8
2.8. 法令等の遵守.....	9
2.9. 個人情報保護.....	9
2.10. 事業の実施スケジュール（予定）.....	9
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	10
3.1. 事業者の募集及び選定方法.....	10
3.2. 事業者の募集・選定スケジュール.....	10
3.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件.....	10
3.3.1. 入札参加者の構成等.....	10
3.3.2. 入札参加者の資格要件.....	11
3.3.3. 構成員の制限.....	13
3.3.4. 地域経済への配慮.....	14
3.3.5. 入札参加資格の確認.....	14
3.4. 入札手続き等.....	14
3.4.1. 事前エントリー制度の受付.....	14
3.4.2. 現地見学会.....	15
3.4.3. 配送校見学会.....	15
3.4.4. 入札説明書等に関する質問（1回目）の受付.....	16
3.4.5. 入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答.....	16
3.4.6. 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知.....	17
3.4.7. 入札説明書等に関する質問（2回目）の受付.....	18
3.4.8. 入札説明書等に関する質問（2回目）に対する回答.....	18

3.4.9. 入札及び提案書の受付.....	18
3.5. 落札者の決定方法等.....	22
3.5.1. 審査.....	22
3.5.2. ヒアリングの実施.....	22
3.5.3. 落札者の決定及び公表.....	22
3.6. 契約に関する基本的な考え方.....	23
3.6.1. 基本協定の締結.....	23
3.6.2. SPC の設立.....	23
3.6.3. 事業契約の締結.....	23
3.6.4. 基本協定書の内容変更.....	23
3.6.5. 事業契約書の内容変更.....	23
3.6.6. 基本協定書及び事業契約書作成費用.....	24
3.6.7. SPC の事業契約上の地位.....	24
3.6.8. 金融機関と市の協議（直接協定）.....	24
4. その他.....	25
4.1. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	25
4.2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
4.2.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	25
4.2.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
4.3. その他事業の実施に関し必要な事項.....	25
4.3.1. 議会の議決.....	25
4.3.2. 情報公開及び情報提供.....	25
4.3.3. 本事業において使用する言語等.....	25
4.3.4. 入札参加に伴う費用負担.....	25
4.3.5. 入札説明書等に関する問合せ先.....	26

1. 特定事業の選定に関する事項

さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 PFI 事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、さぬき市が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として特定事業の選定を行った（令和 6 年 7 月 1 日）、さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 PFI 事業（以下「本事業」という。）に対して令和 6 年 7 月 8 日付で公告した総合評価一般競争入札についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

- ・要求水準書
- ・基本協定書（案）
- ・事業契約書（案）
- ・落札者決定基準
- ・様式集

なお、入札説明書等、令和 6 年 5 月 31 日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和 6 年 4 月 12 日に公表した実施方針に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等への質問に対する回答、実施方針によることとする。

2. 事業概要

2.1. 事業名

さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 PFI 事業（以下「本事業」という。）

2.2. 事業に供される公共施設の種類の種類

学校給食センター

2.3. 公共施設等の管理者の名称

さぬき市長 大山 茂樹

2.4. 事業の目的

さぬき市（以下「市」という。）では、大川学校給食共同調理場と志度学校給食共同調理場の2か所の調理場で学校給食の調理を行い、一日当たり約 3,100 人の園児、児童、生徒、教職員等に提供を行っている（令和6年5月1日現在）。

しかしながら、両学校給食共同調理場ともに施設及び厨房機器等の老朽化が進行しており、今後、維持修繕に加え、大規模改修や厨房機器の更新が必要となる。また、安全性を最優先としながら、食物アレルギーを有する園児、児童、生徒に学校給食を提供できるような体制の整備についても検討することが求められている。

その上、市の人口は、合併前の平成7年を境に減少し始めており、将来人口推計においても、更なる人口減少が想定されていることから、学校給食の提供数も減少し続けると想定される。

これらのことから、新たに「さぬき市学校給食共同調理場施設整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、両学校給食共同調理場について、調理能力、施設及び設備の老朽化の状況、学校給食提供数の推移などの状況を踏まえ、施設整備の方向性について検討を重ねてきた。

今回、さぬき市教育委員会では、検討委員会からの検討結果の報告を踏まえ、学校給食共同調理場の施設整備の基本的な方向性を示す基本計画を「さぬき市学校給食共同調理場施設整備基本計画」として策定した。

本事業は、基本計画において整備することとした学校給食センターの整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI 法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものとする。

2.5. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

ウ 本件建物

給食センターの建物本体をいう。

エ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

オ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

カ 配膳室

本事業において配送対象となる学校園に提供する給食の一時保管場所をいう。

キ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

ク 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ケ 調理員用品

白衣、ズボン、靴、エプロン、帽子等、調理員が身に着けるなどの目的で使用する用品をいう。

コ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、園児・児童・生徒・教職員が使用する備品をいう。

サ 配送校

本事業において給食配送対象となる幼稚園、小学校、中学校をいう。

シ 市職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う職員（栄養教諭を含む）をいう。

ス 点検

機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。

セ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

ソ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

タ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

チ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

2.6. 基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が本件

施設を整備し、維持管理・運営期間内において本件施設等の維持管理及び運営を行う。

事業者は、以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

ア 安全・安心でおいしい給食の提供

【最新の衛生管理を反映した施設形成】

施設整備にあたっては、全ての食品関連事業者に義務化された「HACCP（重要な工程を継続的に監視記録する衛生管理手法）」など、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づく、最新の衛生管理手法を反映した施設形成を図り、安全安心な学校給食の提供を目指す。

【発達段階に応じた多様な献立に対応できる調理機能の充実】

新施設では幼稚園、小学校、中学校に対し、1献立の提供を基本とするが、調理法の変更、料理の追加等により、発達段階に応じた対応を図るとともに、これまでにできなかった多様な献立に対応できる調理機能の充実を目指す。

イ 長期的に安定した学校給食の提供

今後想定される園児・児童・生徒数の減少に柔軟に対応できる実施体制、学校給食施設等を整える。

また、近年、調理員の応募者数が減少していることに鑑み、将来的にも十分な能力と人数の調理員を確保し、おいしい給食提供のために質の担保を図る。

ウ 食育及び地産地消の推進

本市では、さぬき市食育推進計画に基づいて学校給食による食育を進めている。

また、これまでも地元野菜等を積極的に取り入れてきたが、新たな施設においても地場産物を取り入れた献立の充実を図るなど、地産地消を推進できる施設として整備する。

エ アレルギー対応食の提供が出来る施設整備

【アレルギー対応食】

新たな学校給食共同調理場では、調理中のアレルゲン混入防止対策を講じたアレルギー対応専用調理室を計画し、安全なアレルギー対応食提供を行う。

【連携体制の構築】

食物アレルギー対応マニュアル等を作成し、学校園や関係機関等の連携体制の構築を図る。

オ 学校給食の持続可能で効率的な給食運営

【災害時の炊き出し実施】

さぬき市地域防災計画に基づき、災害時の炊き出しが実施できる設備を設置する。

【災害時備蓄の実施】

災害時でも施設設備が稼働できるとともに、備蓄の拠点ともなる施設形成を図る。

2.7. 事業の概要

2.7.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地

さぬき市大川町富田西 2595 番地 2

イ 面積

約 5,160 m² (想定)

ただし、より良い計画のため、敷地境界を南側に拡張した提案を行うことも可能とする。

ウ 都市計画

(ア) 都市計画区域	非線引き都市計画区域
(イ) 用途地域	指定なし
(ウ) 防火指定	なし
(エ) その他の地域区域	なし
(オ) 建ぺい率・容積率	70%・200%
(カ) 斜線制限	道路斜線：1.5、隣地斜線：31m+2.5
エ 埋蔵文化財包蔵地登録	なし
オ その他	市は、令和6年度より順次、市道大道下り松線（本件施設用地北側に接道）及び市道産宮通線（本件施設用地西側に接道）の拡幅工事を実施する予定である。

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

2.7.2. 施設要件

(1) 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

(2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

(3) 施設規模

1日当たり最大3,000食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

(4) 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸室等
給食エリア	汚染作業区域	■検収エリア 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、廃棄処理室（可燃物庫・不燃物庫）等 ■下処理エリア 前処理室（泥落室）、野菜・果物類下処理室、肉・魚・卵類下処理室、米庫、洗米室、冷蔵庫（室）・冷凍庫（室）、廃油庫、容器・器具等洗浄室、食品庫（兼調味料庫）、調味料等計量・仕分室、物品倉庫等 ■洗浄エリア 洗浄室、廃棄物処理室、食缶等回収前室、物品倉庫等
	非汚染作業区域	■調理エリア 煮炊き調理室、揚物・焼物室、和え物室、果物類処理室、アレルギー食対応調理室、炊飯室、容器・器具洗浄室、デザート添物仕分室等 ■消毒保管エリア コンテナ室、配送前室等
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理・配送員更衣室、洗濯・乾燥室、調理・配送従事者用トイレ、倉庫等
一般エリア	市専用部分	市職員事務室（更衣、給湯室設置）、書庫・倉庫、小会議室、市職員・来客用玄関等
	共用部分	見学通路、展示コーナー、会議室、試作調理室、事務職員用トイレ、外来者用トイレ、物品庫、防災備蓄倉庫、廊下等、施設出入口、機械室・電気室・ボイラー室、エレベーター等
	事業者専用部分	事業者事務室（書庫、倉庫、更衣、給湯室設置）、食堂兼休憩室、事業者用会議室、事業者用玄関等
付帯施設	■駐車場 駐車場、駐輪場 ■その他 排水処理施設、受水槽、ごみ置場、植栽、車路、門扉及び塀、防火水槽等	

2.7.3. 事業方式

PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設を設計及び建設し、竣工後は市に本件施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本件施設等の維持管理業務及び運営等業務を実施する BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。また、本件施設の設計・建設業務は、学校施設環境改善交付金の対象事業として実施する。

2.7.4. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 24 年 3 月末日までとする。

2.7.5. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ア 設計・建設業務
 - (ア) 事前調査業務
 - (イ) 設計業務
 - (ウ) 建設業務

-
- (エ) 工事監理業務
 - (オ) 調理設備調達業務
 - (カ) 調理備品調達業務
 - (キ) 食器・食缶等調達業務
 - (ク) 事務備品調達業務
 - (ケ) 配送車調達業務
 - (コ) 近隣対応・周辺対策業務
 - (サ) 各種許認可申請等の手続業務
 - (シ) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
 - (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 給食提供訓練業務
- (コ) 内覧会・開所式の開催支援
- (サ) 事業説明資料の作成
- (シ) 映像紹介資料の作成
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運營業務

- (ア) 食品検収・保管業務
- (イ) 調理業務（アレルギー対応食を含む。）
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 廃棄物処理業務

-
- (カ) 運営備品保守管理業務
 - (キ) 配送車維持管理業務
 - (ク) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
 - (ケ) 食育支援業務
 - (コ) 広報支援業務
 - (サ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運営業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 栄養管理業務
- (エ) 検食業務
- (オ) 献立作成業務
- (カ) 調理指示業務
- (キ) 給食費徴収管理業務
- (ク) 食数調整業務
- (ケ) 配膳業務
- (コ) 広報業務
- (サ) 食に関する指導業務
- (シ) 衛生管理点検業務
- (ス) 光熱水費の負担

2.7.6. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。サービス対価の支払方法、支払時期の詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

ア 設計及び建設に係るもの

市は、設計及び建設に係る交付金及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して維持管理・運営期間開始時に建設一時金（以下「サービス対価 A1」という。）として支払う。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する設計及び建設に係る対価に相当する金額からサービス対価 A1 を控除した額を、サービス対価 A2 として割賦方式（元利均等方式）により四半期ごとに支払う。なお、サービス対価 A1 とサービス対価 A2 をあわせてサービス対価 A とする。

イ 開業準備に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係る費用（以下「サービス対価 B」という。）について、維持管理・運営期間開始時に事業者へ一括で支払う。

ウ 維持管理及び運営に係るもの

市は、事業者が実施する維持管理・運営に係る費用（以下「サービス対価 C」という。）について、維持管理・運営期間にわたって事業者へ四半期ごとに支払う。

サービス対価 C は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。また、サービス対価 C は固定

料金と、変動料金で構成されるものとする。固定料金には、提供食数に応じて変動しない調理や事務の人件費等にかかる費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、廃棄物処理費等にかかる費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については事業者の提案に委ねる。

2.8. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

2.9. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

2.10. 事業の実施スケジュール（予定）

事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。事業者提案によるイ～エのスケジュールの変更は可能とするが、施設の供用開始時期の遅延は認めない。

ア	契約締結	令和7年3月
イ	設計・建設期間	令和7年4月～令和9年1月（1年10か月間）
ウ	本件施設の所有権移転	令和9年1月
エ	開業準備期間	令和9年2月～令和9年3月（2か月間）
オ	維持管理・運営期間	令和9年4月～令和24年3月（15年間）

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に基づき、サービスの対価の額、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

3.2. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

	日程	内容
令和 6年	7月8日（月）	入札公告及び入札説明書等の公表 事前エントリー制度の受付
	7月22日（月） ～7月24日（水）	現地見学会 配送校見学会
	7月29日（月）	入札説明書等に関する質問（1回目）の受付期限
	8月23日（金）	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答期限
	9月2日（月）	入札参加資格審査書類の受付期限
	9月13日（金）	入札参加資格審査結果の通知
	9月24日（火）	入札説明書等に関する質問（2回目）の受付期限
	10月11日（金）	入札説明書等に関する質問（2回目）に対する回答期限
	11月15日（金）	入札及び提案書の受付期限 事前エントリー制度の受付締切
	12月中旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
12月下旬	落札者の決定及び公表	
令和 7年	1月中旬	落札者との基本協定締結
	2月上旬	特別目的会社との事業契約の仮契約締結
	3月	さぬき市議会の承認による事業契約の成立

3.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件

3.3.1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運營業務を担当する企業（以下「運營業業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運營業業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運營業業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。

-
- (ア) 設計企業：設計・建設業務のうち設計業務
 - (イ) 建設企業：設計・建設業務のうち建設業務
 - (ウ) 工事監理企業：設計・建設業務のうち工事監理業務
 - (エ) 維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
 - (オ) 運営企業：運営業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務
- イ 上記の業務以外に、調理設備調達業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメント等本事業を実施する上で必要となる業務を担当する企業等（以下「その他企業」という。）を必要に応じて構成員に含めることができる。
- ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- エ 落札者は、市との仮契約の締結までに、本件施設用地を除くさぬき市内に特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権をもつものとする。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社とする。
- オ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。なお、代表企業は原則、変更できないものとするが、本件施設の所有権移転後は、市が承認した場合に限り、SPC の資本割合の変更を可とし、それに伴って代表企業の変更も可とする。
- 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業
- 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
- 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- カ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- キ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ク 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

3.3.2. 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員は、次の入札参加資格要件のうち、分担する業務範囲に応じた要件のいずれにも該当しなければならない。

- ア 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

-
- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 令和 6 年度さぬき市測量及びコンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されており、業種が「建築関係建設コンサルタント」であること。
- (ウ) 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 1,900 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- (エ) 平成 27 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- イ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が（ア）から（イ）までの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 令和 6 年度さぬき市建設工事入札参加資格者名簿に登録されており、業種が「建築一式工事」であること。
- (ウ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (エ) 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 1,900 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の施工を元請として完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、共同企業体の構成員数が 3 社以上で 20%以上出資した者、2 社で 30%以上出資した者については実績とみなす。
- ウ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 令和 6 年度さぬき市測量及びコンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されており、業種が「建築関係建設コンサルタント」であること。
- (ウ) 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 1,900 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- (エ) 平成 27 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センターの工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- エ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 令和 6 年度さぬき市物品及び役務入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 平成 27 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した公共施設の維持管理業務を元請と
-

して完了した実績を有していること。

オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運営業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

（ア） 令和6年度さぬき市物品及び役務入札参加資格者名簿に登録されていること。

（イ） 平成27年4月以降に3,000食/日規模のドライシステムの学校給食センターにおける調理業務を元請として完了した実績を有していること。なお、PFIまたはDBO方式による完了していない業務の場合、3年以上履行した実績を有していれば可とする。

カ その他企業は、次の要件を満たしていること。

（ア） 令和6年度さぬき市測量及びコンサルタント等業務入札参加資格者名簿、令和6年度さぬき市建設工事入札参加資格者名簿又は令和6年度さぬき市物品及び役務入札参加資格者名簿に登録されていること。

3.3.3. 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者

イ 国・香川県・市の指名停止措置を受けている者

ウ 令和元年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業停止等の行政処分を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者

カ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者

キ 次の（ア）から（カ）までのいずれの場合にも該当する者（（ウ）～（キ）については役員又は使用している相当の責任の地位にある者が該当する場合も含む）

（ア） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

（イ） 暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

（ウ） 自己、自己が経営する法人その他の団体、自己が所属する法人その他の団体又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。

（エ） 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

（オ） 暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託

を行い、その他当該事業者を利用していること。

(カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋2丁目1-7丹生ビル2階

・N i X J A P A N株式会社 富山県富山市奥田新町1番23号

・内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル10階

ケ 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

3.3.4. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、さぬき市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

3.3.5. 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、入札参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者の決定日までの間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア 構成員のうち、代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）は、イにより代表企業以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、入札参加グループの構成員変更届（様式集 様式19）を以下に持参又は郵送により提出すること。

〒761-0902 香川県さぬき市大川町富田中 3163 番地

さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場

3.4. 入札手続き等

3.4.1. 事前エントリー制度の受付

事前エントリー制度（以下「本制度」という。）は、本事業への参加を希望する市内事業者（さぬき市内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と市内事業者の活用を検討する入札参加者がコンタクトをとるきっかけとなるものである。

(1) 受付期間

令和6年7月8日（月）から令和6年11月15日（金）の15時まで（持参する場合、市の休日（以下「休日」という。）を除く9時00分から17時00分（12時00分から13時00分までを除く。）。）

(2) 参加・登録ができる者

本事業への参加を検討している市内事業者とする。

(3) 申込方法等

「さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 PFI 事業 事前エントリー制度 実施要領（別紙1）」を参照すること。

3.4.2. 現地見学会

本件施設用地の現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 開催日

令和6年7月22日（月）～7月24日（水）のうちいずれかの日程での開催を予定している。

見学スケジュールは、別途、申込者に対して通知するものとする。

(2) 会場

本件施設用地：さぬき市大川町富田西 2595 番地 2（現地集合）

(3) 参加方法等

令和6年7月8日（月）から令和6年7月16日（火）17時00分までに、件名を「（企業名・現地見学会申込）さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 PFI 事業」とし、現地見学会参加申込書（様式1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、現地見学会で入札説明書等の配布は行わないため、各自持参すること。

電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp

(4) 留意事項

ア 会場内は全面禁煙とする。

イ 見学中は、配付する名札を着用すること。

ウ 施設の写真撮影は可とするが、個人が特定される恐れのある写真の撮影は不可とする。また、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

3.4.3. 配送校見学会

配送校見学会を次のとおり開催する。

(1) 開催日

令和6年7月22日（月）～7月24日（水）のうちいずれかの日程での開催を予定している。

各日の見学対象校、見学スケジュール、集合場所等の詳細は、別途、申込者に対して通知するものとする。

(2) 参加方法等

令和6年7月8日（月）から令和6年7月16日（火）17時00分までに、件名を「(企業名・配送校見学会申込) さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 PFI 事業」とし、配送校見学会参加申込書（様式2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で入札説明書等の配布は行わない。

電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp

(3) 留意事項

- ア 会場を含む各学校の敷地内は全面禁煙とする。
- イ 見学中は、配付する名札を着用すること。
- ウ 施設の写真撮影は可とするが、個人が特定される恐れのある写真の撮影は不可とする。また、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

3.4.4. 入札説明書等に関する質問（1回目）の受付

入札に参加を希望する者から、入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年7月8日（月）から令和6年7月29日（月）17時00分まで

(2) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営 PFI 事業」とし、入札説明書等に関する質問書（様式3）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp

3.4.5. 入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和6年8月23日（金）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.6. 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査書類を提出し入札参加資格の確認を受けること。
なお、期限までに入札参加資格審査書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格審査書類の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和6年7月8日（月）から令和6年9月2日（月）までの休日を除く9時00分から17時00分（12時00分から13時00分までを除く。）。

ただし、郵送による場合は、令和6年9月2日（月）17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒761-0902 香川県さぬき市大川町富田中 3163 番地

さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場

ウ 提出方法

入札参加資格審査書類は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 入札参加資格審査書類の作成

入札参加資格審査書類は、様式集（様式4～17）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された入札参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該入札参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、入札参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和6年9月13日（金）までに通知する。

(4) 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格審査により、入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付日時

令和6年9月17日（火）から令和6年9月20日（金）までの9時00分から17時00分（12時00分から13時00分までを除く。）。

ただし、郵送による場合は、令和6年9月20日（金）17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒761-0902 香川県さぬき市大川町富田中 3163 番地

さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場

ウ 提出方法

入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式集 様式18）を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付

すること。

エ 回答

令和6年9月27日（金）までに書面により回答する。

(5) その他

- ア 入札参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 市は、提出された入札参加資格審査書類を入札参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- ウ 入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。
- エ 入札参加資格審査書類の提出以後、入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた者が入札及び提案書の提出を辞退する場合は、入札辞退届（様式集 様式 20）を入札及び提案書の受付期限までに以下に持参又は郵送により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

〒761-0902 香川県さぬき市大川町富田中 3163 番地

さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場

3.4.7. 入札説明書等に関する質問（2回目）の受付

入札参加資格者から入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年9月13日（金）から令和6年9月24日（火）17時00分まで

(2) 受付方法

件名を「(グループ名・質問書) さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営PFI事業」とし、入札説明書等に関する質問書（様式3）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp

3.4.8. 入札説明書等に関する質問（2回目）に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和6年10月11日（金）に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.9. 入札及び提案書の受付

入札参加者は、入札書及び提案書を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 提案書の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和6年9月17日（火）から令和6年11月15日（金）までの休日を除く9時00分から14時00分。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和6年11月15日（金）14時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒769-2396 香川県さぬき市寒川町石田東甲425番地
さぬき市寒川第2庁舎 教育委員会事務局 学校教育課

ウ 提出方法

提案書を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参による場合は、提出日時を事前に電話連絡を行うこと。また、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 入札日時・場所及び方法

ア 入札日時

令和6年11月15日（金）15時00分

ただし、郵送による場合は、令和6年11月15日（金）15時00分までに必着のこと。

イ 入札場所

〒769-2396 香川県さぬき市寒川町石田東甲425番地
さぬき市寒川第2庁舎 教育委員会事務局 学校教育課 101会議室

ウ 入札方法

入札書（様式集 様式21）を入札場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(3) 開札

ア 日時

令和6年11月15日（金）15時00分

イ 場所

〒769-2396 香川県さぬき市寒川町石田東甲425番地
さぬき市寒川第2庁舎 教育委員会事務局 学校教育課 101会議室

ウ その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。入札会場内への入室は入札参加者として1名に限ること。

エ 入札の無効

さぬき市入札参加者心得第12条各号の規定に該当する入札のほか、入札参加資格審査書類その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(4) 入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項

ア 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

イ 費用負担等

入札書及び提案書の作成並びに入札・提出等に係る必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札書及び提案書の作成方法

入札書及び提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

エ 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式集 様式 22）を作成し、入札場所に持参すること。

オ 入札の棄権

入札参加者が、入札書及び提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

カ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

キ 入札書の記載等

（ア） 入札予定価格

¥5,950,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

入札予定価格は、事業契約締結後の物価変動による増減額を除く額である。なお、入札金額が入札予定価格を超えた場合は、当該入札を無効とする。

（イ） 入札金額の記載

入札金額は、入札書（様式集 様式 21）に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

入札時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、基準金利を 1.4%として割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、サービス対価 C の消費税及び地方消費税については、固定料金・変動料金の別に事業契約書（案）別紙 4-2 に示す各回（60 回）の支払いに応じて算出した額を合計すること。

ク サービス対価 A1

市は、サービス対価 A のうち、下式により算定されるサービス対価 A1 を維持管理・運営期間開始時に事業者を支払う。

サービス対価 A1 = 事業者が提案する工事費^{※1} + 初期調達費消費税相当額^{※2}

※1：工事費とは、建築工事、各設備工事等の額とする。（様式 27-6①の費目 1～8 及び 12、13 の合計金額）

※2：初期調達費消費税相当額は、様式 27-6①の消費税相当額とする。

なお、実際に事業者を支払うサービス対価 A1 は、交付金算定基準や補助単価の変更等に

に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、市がその追加費用を合理的な範囲で負担する。

ケ 入札時算定用年間提供給食数

入札価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。なお、年間の施設稼働日数は、幼稚園が 195 日、小学校が 199 日、中学校が 185 日とする。

年度	提供給食数	年度	提供給食数
令和 9 年度	2,831	令和 17 年度	2,023
令和 10 年度	2,732	令和 18 年度	1,974
令和 11 年度	2,588	令和 19 年度	1,959
令和 12 年度	2,483	令和 20 年度	1,909
令和 13 年度	2,345	令和 21 年度	1,905
令和 14 年度	2,280	令和 22 年度	1,858
令和 15 年度	2,198	令和 23 年度	1,816
令和 16 年度	2,096		

コ 入札執行回数

1 回とする。

サ 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 入札書及び提案書の変更禁止

入札書及び提案書の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りではない。

シ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

免除する。

(イ) 契約保証金

施設整備期間については、事業契約の効力が発生する日の翌日までに、サービス対価 A1 及びサービス対価 A2 の元本額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

開業準備期間及び維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、初年度のサービス対価 C（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する額を契約保証金

として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書（案）に記載する。

3.5. 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案内容審査」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

3.5.1. 審査

審査は、審査委員会が落札者決定基準に基づき行う。

3.5.2. ヒアリングの実施

落札者決定基準に基づき加点項目審査の対象となった入札参加者に対して提案内容の説明を求め、ヒアリングを行う。

ヒアリングは、入札参加者による提案書に関するプレゼンテーションを 2030分、審査委員会もしくは市から入札参加者への提案書に関する質疑及び入札参加者から同委員会もしくは市への回答を 40 分とする。

なお、実施場所や日時等の詳細については、令和 6 年 12 月 6 日（金）までに加点項目審査の対象となった入札参加者に対して通知するものとする。

3.5.3. 落札者の決定及び公表

(1) 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 結果及び評価の公表

市は、審査委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

(3) 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が 1 者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、入札参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本入札は成立しないものとする。

3.6. 契約に関する基本的な考え方

3.6.1. 基本協定の締結

市は、落札者の構成員と基本協定を締結する。

また、落札者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に入札参加者が備えるべき入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すことができるものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者を落札者として基本協定を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、入札参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、入札参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。

3.6.2. SPC の設立

落札した入札参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPC を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で、本件施設用地を除くさぬき市内に設立するものとする。

落札者の構成企業は SPC に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えること。

なお、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の書面による事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3.6.3. 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。仮契約は、さぬき市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

また、落札者の代表企業及び代表企業以外の構成員が本契約までの間に入札参加者が備えるべき入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すことができる。その際に、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を取り消すことができるものとする。入札参加者の落札の決定を取り消す場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者を落札者として仮契約を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、入札参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、入札参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として基本協定書に規定する金額を請求することがある。

3.6.4. 基本協定書の内容変更

落札者の構成員との基本協定書の締結に際し、基本協定書の内容変更は行わない。ただし、基本協定書の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.6.5. 事業契約書の内容変更

SPC との仮契約の締結に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、仮契約の締結まで

の間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.6.6. 基本協定書及び事業契約書作成費用

基本協定書及び事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、基本協定書及び事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

3.6.7. SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

3.6.8. 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結することがある。

4. その他

4.1. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4.2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

4.2.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

4.2.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

4.3. その他事業の実施に関し必要な事項

4.3.1. 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和7年3月さぬき市議会定例会に提出する予定である。

4.3.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

4.3.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4.3.4. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4.3.5. 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場 〒761-0902 香川県さぬき市大川町富田中 3163 番地 電話：0879-23-2114 電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp
--